町・県民税の 申告相談

申告期間は2月16日（火）～3月15日（月）です

問い合わせ／税務課（☎581・2121内線154～156）へ。

町・県民税の申告相談が2月16日（火）から始まります。申告期限は、3月15日（月）ですので、忘れずに期間内に申告を済ませてください。
また、本誌1月号と同時に配布した「所得申告受付（相談）のお知らせ」も併せてご覧ください。

申告相談にお持ちいただくもの

・印鑑（朱肉をつけて押すもの）
・所得金額を証明できるもの（源泉徴収票や収支明細書等）
・各種保険料控除（社会保険料、生命保険料、地震保険料等）を受ける方は、その控除証明書
※社会保険庁（平成22年1月1日からは日本年金機構）から送付された国民年金の控除証明書がある方は、必ずご持参ください。
※町の国民健康保険に加入している方は、相談受付時に申し出てください。
・配偶者特別控除の適用を受ける方は、配偶者の所得金額を証明できるもの
・医療費控除を受ける方は、医療費の領収書と金額をまとめた明細書
・障害者控除を受ける方は、障害者手帳など
・税務署から申告書、申告のお知らせのはがきが送られてきた方は、その申告書、はがき
・還付申告の場合、還付金振込先となる本人名義の金融機関の口座がわかるもの
・その他、申告に必要と思われるもの

税務課からのお願い

平成21年中に譲渡所得（土地・建物・株式などの譲渡）、先物取引があった方の申告、損失・損益通算等の申告、青色申告、過年度の申告、死亡した方の申告（準確定申告）等については、町の申告会場では相談を受けることができませんので税務署にご相談ください。
また、申告書の本人控に受付印が必要な方は直接税務署にご提出ください。
申告期間中は、担当職員全員が相談会場へ出向いていますので、申告相談は相談会場でお願いします。
平成21年中の所得金額を証明できるもの（源泉徴収票、支払調書、収支明細書等）については、すべてお持ちください。
医療費控除を受ける方は、医療機関ごと、かかった人ごとの領収書の合計額を事前にまとめてからお越しください（生命保険や社会保険等によって補てんされた額がある場合はその合計額も明細書にまとめてください）。
なお、インフルエンザ等の予防接種については医療費控除の対象となりませんので算入しないようにご注意ください。
事業所得（営業・農業）や不動産所得のある方は、事前に収支の金額をまとめ、収支明細書を作成したうえでご相談ください。
平成21年中に所得がなかった方でも、次に該当する方等は、申告が必要な場合があります。
○所得証明や非課税証明等が必要となる方
○国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している方
○児童手当を受給している方
○保育所入所世帯の方
○町営住宅に入居している方
○国民年金の免除を受ける方
○その他福祉サービス等を受ける方
※特に国民健康保険に加入している方およびその世帯主は、所得のない場合や扶養されている場合でも、必ず申告をするようお願いします。未申告の場合、保険税の軽減の判定ができません。また、高額療養費算定の際、高額所得者とみなされ、支給額が減額されます。

町・県民税申告相談日程表

受付時間／午前9時～11時30分、午後1時～3時30分
相談会場／役場6階会議室

相談日（曜日）	地区	対　象　区
2月16日（火）	折原	折原上郷・折原下郷・上平・下小路・立原
17日（水）		秋山・三品・平倉・山居・栃谷・五ノ坪
18日（木）	用土	用土5・6・7・8・9・10
19日（金）		用土1・2・3・4・11・12
21日（日）	全地区	町内全地区（平日に都合のつかない方等）
22日（月）	男衾	伊勢原・谷津・蔵田・塚田・鷹ノ巣・西古里
23日（火）		中郷・男衾上郷南・男衾上郷北・今市
24日（水）		男衾下郷・塚越
25日（木）		赤浜・牟礼
26日（金）	市街地	本町・中町・栄町
28日（日）	全地区	町内全地区（平日に都合のつかない方等）
3月 1日（月）	市街地・西部	武町・茅町・花町・金尾・風布
2日（火）	西部	本宿・末野2・3・4
3日（水）		六供・常木・菅原
4日（木）	鉢形	立ケ瀬・三ケ山・保田原・小園
5日（金）		木持・内宿・関山
8日（月）		上の町・上の原・露梨子
9日（火）	桜沢	本村・南飯塚・上組
10日（水）		岩崎・中小前田・山崎
11日（木）	予備日	町内全地区
12日（金）		
15日（月）		

※日曜日・予備日は混雑が予想されます。
※お住まいの地区の相談日に都合がつかない方は、申告期間内の都合のよい日にお越しください。
※所得税の確定申告を行う方は、町・県民税の申告を行う必要はありません。

熊谷税務署からのお知らせ

◎確定申告書は、自分で正しく作成し、お早めに！

税務署では、申告納税制度の趣旨から、確定申告書・収支内訳書等の提出書類についてご自分で作成し、郵送等により提出していただく自書申告を推進しています。
申告書等は、国税庁ホームページ（検索は「国税庁」）の「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。また、電子申告を行うこともできます。
電子申告を行うには、事前の手続きが必要です。詳しくはホームページをご覧いただくか、税務署へお問い合わせください。

◎申告と納税の期限

所得税	3月15日（月）
贈与税	3月15日（月）
消費税・地方消費税（個人事業者）	3月31日（水）

※所得税と消費税・地方消費税の納税は、口座振替をご利用ください。

◎納税証明書を請求する方へ

2月、3月は確定申告期間のため平成21年分の納税証明書が、請求日当日に発行できない場合があります。また、納税直後に納税証明書を請求する場合は、納税の領収証をご持参ください。

《請求に必要なもの》
①納税証明書交付請求書（税務署窓口に備え付けてあります）
②本人（法人の場合は代表者）の確認ができる書類（住基カード・運転免許証等）
③印鑑（法人の場合は代表者印）
④収入印紙・現金（1年分1通につき400円）
※本人以外の方が請求する場合は、必ず委任状をご持参ください。

請求窓口／熊谷税務署管理運営部門
問い合わせ／熊谷税務署（☎521・2905自動音声案内）へ。

実施します！ インターネット公売

参加申込受付期間	2月16日（火）～3月1日（月）
公売（入札）期間	3月5日（金）～8日（月）

町では、税の滞納処分として差し押さえた動産等を、インターネット公売により売却します。この公売は、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムを利用して行うもので、3回目の実施となります。参加資格を満たせばどなたでも参加できます。
公売方法／インターネットを利用して行う期間せり売り
公売物件／絵画等
入札確定・売却決定／3月8日（月）
代金納付期限／3月15日（月）
参加資格／20歳以上で「寄居町インターネット公売ガイドライン」等を厳守できる方であればどなたでも参加できます。公売物件ごとに指定した公売保証金を納付していただくことが条件となります。
参加申込方法等／インターネット公売に参加される方は、事前の申し込みが必要です。3月1日（月）までに、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム（http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/sai_yorii_town）からお申し込みください。
※この公売に参加するためには、あらかじめ「Yahoo! JAPAN ID」を取得（無料）する必要があります。
その他／公売物件の詳細や申込方法などは、町公式ホームページ（http://www.town.yorii.saitama.jp/）またはYahoo! JAPAN「官公庁オークション」（http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/）で確認できます。
問い合わせ／税務課（☎581・2121内線158）へ。